

第 1 回 中野市観光振興審議会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 27 日 (月) 午後 2 時 00 分
場 所 中野市役所 5 階 会議室 51

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長、副会長の互選について
- 4 観光・商業振興施設のあり方について（諮問）
- 5 中野市豊田赤坂農村公園内、信州中野ドッグランスカイフィールド
におけるフリーエリア整備事業について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

< 資料 >

- ・観光・商業振興施設のあり方について
- ・信州中野ドッグランスカイフィールドにおけるフリーエリア整備
事業

中野市観光振興審議会委員名簿

・任期：令和8年6月25日から令和10年6月24日まで

区分	選出機関・団体名	役職名	氏 名
識見を有する者	長野電鉄株 (信州中野駅所管)	鉄道事業部次長兼 運輸課長	平井 義高
	中野市農業協同組合	代表理事 副組合長	佐々木 真
	信州中野商工会議所	広報委員長	矢野 浩
	(一財) 信州中野 ふるさと公社	理事長	沼田 拓也
登録	公 募		三澤 貴生
登録	公 募		小橋 あかね

担当課

中野市経済部	部 長	石川 雅之
中野市経済部商工観光課	課 長	池田 寿
〃	課長補佐	早見 薫
〃	主任主事	高野 正知

8 第 1556 号
令和 8 年 7 月 27 日

中野市観光振興審議会長 様

中野市長 湯本 隆英



観光・商業振興施設のあり方について（諮問）

観光・商業振興施設のあり方について別添のとおりとりまとめましたので、中野市
観光振興審議会条例施行規則第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

中野市観光振興審議会条例

(設置)

第1条 市の観光資源の開発等の総合的な基本計画を樹立し、観光事業の発展を図るため市長の諮問機関として、中野市観光振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて開催する。

2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

中野市観光振興審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 中野市観光振興審議会条例（平成17年中野市条例第123号。以下「条例」という。）第6条に規定するもののほか中野市観光振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 観光資源の保護及び育成に関する事項
- (2) 観光施設の整備に関する事項
- (3) 観光の宣伝及び観光客の誘致に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光事業に関する事項

2 審議会は、前項に規定する所掌事項に関し、市長に答申し、必要に応じ、市長に建議することができる。

(委員の任期)

第3条 条例第2条の公職又はこれに準ずる職によって委嘱した委員が、現職の任期満了又は異動等によってその職を離れたときは、委員を辞したものとみなす。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、観光事業の事務を担当する主管課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。